

単独随意契約理由書

当該修繕については、令和6年9月11日及び同年10月11日に計2回一般競争による開札を実施したが、いずれも許容価格を上回り不調となった。非常照明の機器修繕は、建築基準法で設置を義務付けられている設備であり、故障が続いている状況は、指定管理者の業務の妨げになるだけでなく、利用者へも多大な影響を与えるため、早急に機器修繕を行う必要がある

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及の規定により随意契約とする。